

鳥取県告示第334号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の名称又は所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年6月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
医療法人誠医会	東伯郡北栄町瀬戸53 - 2	グループホームこころの里	東伯郡北栄町瀬戸45 - 2	平成23年4月1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
医療法人誠医会	東伯郡北栄町瀬戸53 - 2	グループホームこころの里	東伯郡北栄町瀬戸45 - 2	平成23年4月1日

3 地域包括支援センター

名称	主たる事務所の所在地	介護予防支援事業所の名称	介護予防支援事業所の所在地	変更年月日
北栄町	東伯郡北栄町由良宿 423-1	北栄町地域包括支援センター	東伯郡北栄町由良宿 423-1	平成23年3月22日